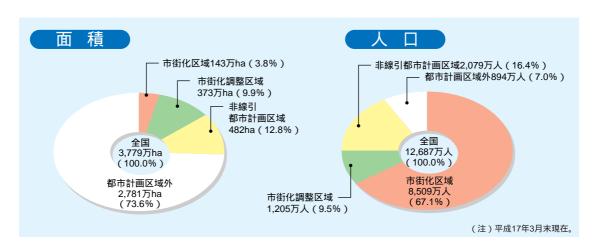
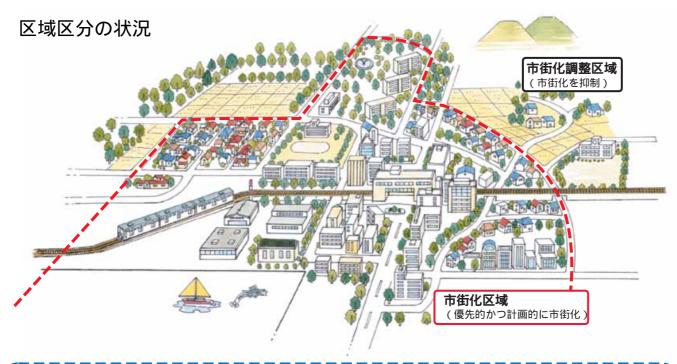
## 市街化区域と市街化調整区域(区域区分)

区域区分制度は、道路・公園・下水道などの基盤整備についての公共投資を 効率的に行いつつ、良質な市街地の形成を図る目的で、都市計画区域を市街化 区域と市街化調整区域とに区分するものです。なお、三大都市圏や政令指定都 市では区分することとされ、それ以外では都道府県が区分するかしないかを選 択することとしています。

## 市街化区域等の面積と人口





## 区域区分の機動的な見直し

市街化区域への編入を公共施設整備が確実でない段階で行うと、無秩序な開発やバラ建ちを招き、かえって劣悪な市街地を形成してしまうおそれがあります。そこで、...。

【定期的な見直し】 区域区分の大枠を決める作業として、概ね5年ごとの都市計画基礎調査の結果を踏まえ、将来計画人口のフレーム を算定し、これを都市計画に位置づけることで、農林行政等と調整。

【随時の見直し】 定期的な見直しの時点に加え、人口フレームの範囲内で、具体的な地区について、計画的な整備の見通し等が明らかになった段階で、随時、見直し。